明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二）　一
〔告示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学六）　三
○令和四年度技能検定実施計画を定める件（厚生労働二八）　六
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二三〇）　四
○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三一）　三
○改良すべき踏切道を指定した件（国土交通一六三）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○文部科学省令第二号

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条及び第二十条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月七日

文部科学大臣　末松　信介

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、その職員の所属する行政機関が発行する身分証明書とする。	（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。